

春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例の一部を改正する条例

春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例（平成17年条例第206号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(奨学金の額)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる者 月額 <u>30,000円</u></p> <p>(2) 前条第2号に掲げる者 月額 <u>30,000円</u></p> <p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第9条</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日から引き続き<u>奨学金の貸与を受けた期間（第7条第2項の規定により奨学金の貸与を休止した期間を除く。次号において同じ。）の2倍に相当する期間（当該期間が5年を超える場合にあつては、5年。次号において同じ。）</u>市立病院に勤務したとき。</p> <p>(2) 第2条第1号に掲げる養成施設に進学し、卒業した日から引き続き<u>奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間</u>市立病院に勤務したとき。</p>	<p>(奨学金の額)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる者 月額 <u>15,000円</u></p> <p>(2) 前条第2号に掲げる者 月額 <u>15,000円</u></p> <p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第9条</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日から引き続き<u>3年間</u>市立病院に勤務したとき。</p> <p>(2) 第2条第1号に掲げる養成施設に進学し、卒業した日から引き続き<u>3年間</u>市立病院に勤務したとき。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例の規定は、平成26年4月1日以後に改正後の第2条に規定する養成施設に入学する者に係る奨学金の額及び返還の債務の当然免除について適用し、同日前に改正前の第2条に規定する養成施設に入学した者に係る奨学金の額及び返還の債務の当然免除については、なお従前の例による。